

鬼怒川大水害訴訟一審原告側控訴理由書を読んで

●控訴審で動きがあった

鬼怒川大水害訴訟控訴審で動きがありました。

2022年7月22日に一審判決があり、当事者双方が控訴しました。

一審被告は、2022年9月26日に控訴理由書を提出していました。

他方、一審原告側は、2022年8月4日に控訴状を提出したきりでしたが、2023年3月31日に控訴理由書を提出しました。

一審判決後の経過は、次の call4 のサイトでご確認ください。

[https://www.call4.jp/search.php?type=action&run=true&items_id_PAL\[\]=match+comp&items_id=I0000053](https://www.call4.jp/search.php?type=action&run=true&items_id_PAL[]=match+comp&items_id=I0000053)

控訴審での書面は下記のページです。

[https://www.call4.jp/search.php?type=material&run=true&items_id_PAL\[\]=match+comp&items_id=I0000053](https://www.call4.jp/search.php?type=material&run=true&items_id_PAL[]=match+comp&items_id=I0000053)

一審原告側が提出した控訴理由書

<https://www.call4.jp/file/pdf/202304/d124799f9833e13e1a2c69f60ff3076b.pdf>

を一読したので、若干の感想を書きます。同時に、誤記や誤記と思われる部分も書きます。

なお、一審被告は、2023年4月10日に準備書面（11）を提出しました。

<https://www.call4.jp/file/pdf/202304/c264fe94d4d42eb64669024ebb45118c.pdf>

●氾濫水量に関する資料を取得したことは大したもの

一審原告側は、「平成27年9月洪水における鬼怒川下流区間の流下能力、河道貯留及び河道安全性の検討」（甲62。控訴理由書p63）を取得したのであり、大したものです。

この資料には、「本件溢水」による氾濫ボリュームと「本件決壊」による氾濫ボリュームが記載されているようです。

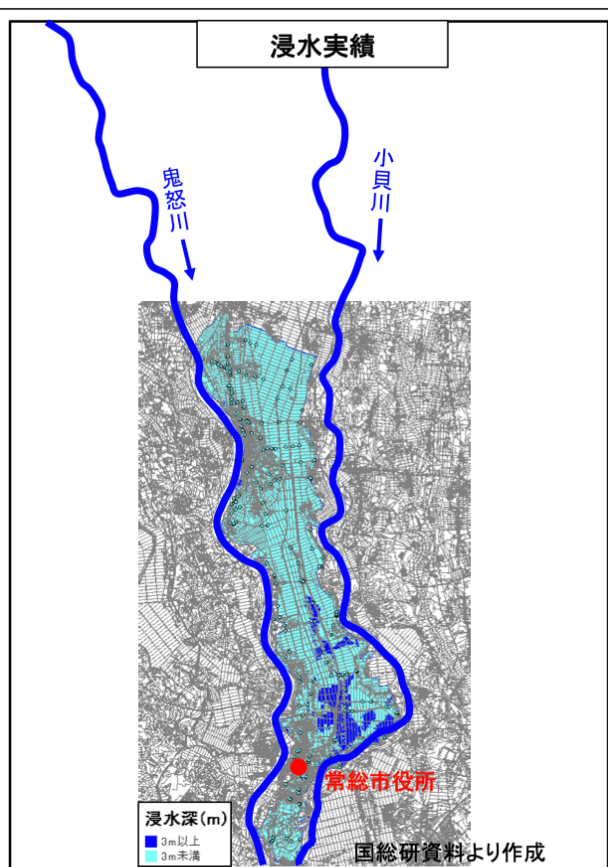
一審原告側の主張が正しいかは、甲62を入手して照合して一審原告側が誤読していないかを確認してからでないと評価できないので、現時点では不明ですが、資料を取得したことは大したものです。

私も、氾濫箇所ごとの氾濫水量を記載した行政文書を探していたのですが、甲62にはたどり着けませんでした。

国は、「『平成 27 年 9 月関東・東北豪雨』に係る洪水被害及び復旧状況等について」p 36 に、

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000687586.pdf

次のとおり、常総市域での氾濫水量は約 3 4 0 0 万 m³ であると公表しており、この数値は、「計算により再現」したものであると書かれています。



浸水実績	
浸水面積	約40 km ²
氾濫水量※注	約3,400 万m ³
浸水戸数	約9,300 戸
浸水深3m以上の浸水面積	約3.0 km ²

※地盤高は国土地理院が公表している基盤地図情報のデータを使用
※地盤高、及び国交省が実施した浸水痕跡調査(約300箇所)の結果を
基に浸水位・浸水深を推定
※数値は常総市域を対象
※浸水戸数は国土交通省による調査結果である。
※注:計算により再現

どのように再現計算をしたのかが分かる資料の開示請求を2022年11月3日に関東地方整備局長に対してしたのですが、同年12月7日に行政文書不開示決定通知書(国関整総情第3326号-1)をもらいました。

開示請求の内容は、「『平成 27 年 9 月関東・東北豪雨』に係る洪水被害及び復旧状況等について（2017 年 4 月 1 日）の 36 ページの氾濫水量約 5300 万立方メートル及び約 3400 万立方メートルの内訳（氾濫箇所ごとの氾濫水量及びその計算過程）が記載された資料」としました。

不開示の理由は、「請求のあった行政文書については、取得・作成していないため、文書が存在しないことから不開示としました。」と書かれています。

河川計画課職員の話によると、公表した氾濫水量は、氾濫箇所ごとの氾濫水量を合計したのではなく、コンサルタントから計算過程を記載した資料は徴取していないとのことでした。

「氾濫箇所ごとの氾濫水量を合計したものではない」ということは、はっきり言っていました。

そうだとすると、コンサルタントは氾濫水量を当てずっぽうで書いた可能性もあるわけであり、計算過程が不明ならば、委託業務の完成検査ができないはずだ、そんないい加減な報告書に税金を使うことが許されるはずがない、と食い下がりましたが、職員は「とにかく計算過程を記載した資料は受け取っていない。報告書に記載された氾濫水量は実際の氾濫水位に照らして妥当と判断した」と主張し、それ以上追及できませんでした。それにしても、公表されていた常総市域の氾濫水量は約 3400 万 m³ でしたが、甲 62 では 3919 万 m³ です。約 15% の差です。

氾濫水量を、公表値より約 15% 多い 3919 万 m³ とする計算があるとは夢にも思いませんでした。

とにかく、国は、常総市域での氾濫水量が約 3400 万 m³ だったと公表しておきながら、その計算根拠を示してほしいと言われたら、そんなものはありませんから分かりませんと言うのですから、でたらめすぎます。

私は、公表された約 3400 万 m³ を基にその根拠を示してほしいと請求したために、文書不存在で不開示となったのですが、おそらく、一審原告側は、約 3400 万 m³ という数字を出さずに、単に、氾濫箇所ごとの氾濫水量を記載した文書を請求したので開示されたのだと思います。

● 氾濫水量は箇所ごとの積み上げで計算された

上記のとおり、関東地方整備局河川計画課職員は常総市域での氾濫水量約 3400 万 m³ は、氾濫箇所ごとの氾濫水量の合計ではないと言いますが、ウソとしか思えません。他にどうやって計算するのでしょうか。

下図のとおり、建設技術研究所が H27 鬼怒川・小貝川浸水区域検討業務報告書を 2016 年 3 月に提出しており、p4-1 の計算条件を見ると、破堤地点（溢水地点）ごとの越流量を算定していることが分かります。

今後、更なる情報公開請求をしていきたいと思っています。

H27 鬼怒川・小貝川浸水区域検討業務 報告書

【H27.9 洪水関連資料作成編】

平成 28 年 3 月

株式会社 建設技術研究所

4. ダム効果算定

4.1 計算水位の再現性確認

(1) 痕跡水位の再現性

痕跡水位調査結果を踏まえ、河道の計算水位と痕跡水位の水面形が一致することを確認した。一次元不定流計算の粗度係数について、下記のとおり設定したうえで、痕跡水位及び観測所の水位について再現性を確認した。

計算条件については、表 4.1.1 に示す。

表 4.1.1 鬼怒川氾濫計算条件 (H27.9 洪水再現)

項目	条件																										
計算手法	河道：一次元不定流 (利根川合流点 0.0k～直轄上流端 101.5k) 氾濫原：メッシュによる平面二次元不定流 (メッシュサイズ 250m)																										
河道断面	H23 測量現況河道 (H27 年度当初工事までの工事を追加反映)																										
越流量	不定流計算水位と堤内地のメッシュ水位から越流公式により越流量を算定																										
破堤地点 (溢水地点)	左岸 21.0k 左岸 24.5k (溢水 (幅 44m)) 左岸 25.25k (溢水 (幅 130m))																										
破堤幅	左岸 21.0k : 200m (実績より)																										
破堤の時間 進行	瞬時に破堤幅の半分が破堤し、1 時間かけて全幅が破堤																										
境界条件	直轄上流端に流出計算流量を与える。 田川合流量を横流入で与える。 下流端水位：利根川高野観測所の実績水位を時系列で与える。																										
流量ケース	H27.09 実績雨量による流出計算流量																										
粗度係数	既往検討による合成粗度から本出水の観測所水位、痕跡水位見合いで調整 (以下の断面平均粗度を区間毎に設定)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間 (k)</th> <th>断面平均粗度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.00 ~ 3.00</td><td>0.023</td></tr> <tr><td>3.00 ~ 11.00</td><td>0.035</td></tr> <tr><td>11.00 ~ 18.00</td><td>0.033</td></tr> <tr><td>18.00 ~ 26.75</td><td>0.031</td></tr> <tr><td>26.75 ~ 32.00</td><td>0.032</td></tr> <tr><td>32.00 ~ 38.00</td><td>0.045</td></tr> <tr><td>38.00 ~ 44.25</td><td>0.043</td></tr> <tr><td>44.25 ~ 47.75</td><td>0.043</td></tr> <tr><td>47.75 ~ 56.25</td><td>0.037</td></tr> <tr><td>56.25 ~ 74.75</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>74.75 ~ 88.75</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>89.00 ~ 101.50</td><td>0.039</td></tr> </tbody> </table>	区間 (k)	断面平均粗度係数	0.00 ~ 3.00	0.023	3.00 ~ 11.00	0.035	11.00 ~ 18.00	0.033	18.00 ~ 26.75	0.031	26.75 ~ 32.00	0.032	32.00 ~ 38.00	0.045	38.00 ~ 44.25	0.043	44.25 ~ 47.75	0.043	47.75 ~ 56.25	0.037	56.25 ~ 74.75	0.038	74.75 ~ 88.75	0.038	89.00 ~ 101.50	0.039
区間 (k)	断面平均粗度係数																										
0.00 ~ 3.00	0.023																										
3.00 ~ 11.00	0.035																										
11.00 ~ 18.00	0.033																										
18.00 ~ 26.75	0.031																										
26.75 ~ 32.00	0.032																										
32.00 ~ 38.00	0.045																										
38.00 ~ 44.25	0.043																										
44.25 ~ 47.75	0.043																										
47.75 ~ 56.25	0.037																										
56.25 ~ 74.75	0.038																										
74.75 ~ 88.75	0.038																										
89.00 ~ 101.50	0.039																										

(2) 氾濫ボリューム

常総地区への氾濫をもたらした氾濫ボリュームについて、表 4.2.4 のとおりダム有無で比較した。

表 4.2.4 氾濫ボリュームの比較

	氾濫ボリューム (千 m ³) (常総地区全体)
ダム有り	34,193
ダム無し	52,680

(3) 氾濫計算によるダムの効果検討

ダム有無によるハイドロのみを変え、その他条件は全て表 4.1.1 と同様とした氾濫計算により、ダムの調節効果を検討した。

主要地点におけるダム有無の水位差を表 4.2.5 に示す。

表 4.2.5 主要地点における水位差

地点	ダムあり	ダム無し	水位差
平方観測所	YP+31.90m	YP+31.34m	0.56m
決壊箇所	YP+21.10m	YP+21.35m	0.25m
鬼怒川水海道観測所	YP+17.93m	YP+18.18m	0.25m

●「本件改修計画」とは何か

37頁と38頁に「本件改修計画」とありますが、何を指すのか分かりません。地裁判決 p2 にも「常総市流域を含めた鬼怒川の改修計画を「本件改修計画」という。」と書かれているのですが、具体的に何を指すのか不明です。

●整備の優先順位を流下能力で決めていいのか

一審原告側の控訴理由書 p38 には、「堤防整備計画における堤防整備の時期・順序は、現況堤防高とその流下能力によって定められるべきものである。」と書かれていますが、「流下能力によって定められるべきもの」と言えるかは疑問です。

下表は、一審原告側の控訴理由書の別紙7及び別紙8から、20k～21kの部分を抜き出し、左岸で危険度の大きい（優先順序の高い）順に丸数字を加筆したものです。流下能力に関する危険度については、一審原告側の主張に従い、「現況余裕高流下能力」（2008年度定期測量による堤防高から算出したもの）に着目しています。

ちなみに、別紙8の「2011（平成23）年度（甲41事業再評価）」と書かれているのは誤導的であり、注意が必要です。

その欄における「現況堤防高」（での流下能力）とは、2008年度の堤防高に基づいて計算したものだからです（控訴理由書 p45L11）。

別紙7 堤防高比較表 (単位:m、堤防高はY.P.)

距離標	2001(平成13)年度測量結果					2011(平成23)年度測量結果				
	現況堤防高		HWL	現況余裕高		現況堤防高		HWL	現況余裕高	
	右岸	左岸		右岸	左岸	右岸	左岸		右岸	左岸
km										
20.00	22.440	20.860	20.470	1.970	① 0.390	22.210	20.710	20.470	1.740	③ 0.240
20.25	21.650	21.000	20.555	1.095	④ 0.445	21.410	20.840	20.555	0.855	④ 0.285
20.50	21.660	21.070	20.640	1.020	② 0.430	21.420	20.850	20.640	0.780	① 0.210
20.75	22.300	21.320	20.735	1.565	⑤ 0.585	22.010	21.120	20.735	1.275	⑤ 0.385
21.00	22.550	21.270	20.830	1.720	③ 0.440	22.340	21.040	20.830	1.510	① 0.210

別紙8 流下能力比較表 (単位:m³/s)

距離標	2001(平成13)年度(乙.80)					2011(平成23)年度(甲41事業再評価)				
	現況堤防高		HWL	現況余裕高		現況堤防高		HWL	現況余裕高	
	右岸	左岸		右岸	左岸	右岸	左岸		右岸	左岸
km										
20.00	5,470	4,278	4,007	1,463	① 271	5,782	4,490	4,324	1,458	① 166
20.25	4,840	4,360	4,045	795	③ 315	4,966	4,457	4,273	693	③ 184
20.50	4,766	4,331	4,028	738	② 303	4,938	4,458	4,285	653	② 173
20.75	5,184	4,436	4,021	1,163	⑤ 415	5,427	4,694	4,308	1,119	⑤ 386
21.00	5,381	4,393	4,073	1,308	④ 320	5,659	4,598	4,348	1,311	④ 250

別紙7の堤防高比較表で2001年度の堤防高と2013年度のそれとを比較すると、L21.00kでは、12年間で余裕高が44cmから21cmへと23cmも低下し、危険性は増大し、5地点での危険性の順位も第3位から第1位へと昇格しています。

次に、別紙8の流下能力比較表で2001年度の流下能力と2008年度の堤防高で算出した流下能力を比較すると、L21.00kは、どちらの時期においても、4番目に危険な箇所にすぎないことになります。

他にも問題なのは、20k～21kでは整備もしないのに現況堤防高流下能力が増大していることです。

現況堤防高流下能力で安全性を把握すると、H-Q 式を見直ただけで安全性が向上してしまうのです。(一審原告側は、余裕高流下能力で安全性を把握する立場なので、堤防沈下が起きれば、現況余裕高が減るので、必ず安全性が低下すると評価することになります。)

三つ下の表(私が作成)をご覧ください。

例えば、L2 1.0 0kで見ると、2001年度の流下能力は4393m³/sだったのに、2008年度には4598m³/sに増えています。量にして205m³/s、率にして4.7%の増加です。

別紙8の流下能力比較表で見ると、21.00kのHWL流下能力は、2001年度が4073m³/sで2008年度が4348m³/sなので、275m³/s(6.75%)の増加です。

左岸20k~21kにおいて、堤防高は、2001年度から2011年度までの間に低下していて危険性が增大しているのに、天端満杯流下能力(現況堤防高流下能力)は、2001年度から2008年度までの間に増加していて危険性が小さくなっています。私は、H-Q 式を見直ただけで変わってしまう流下能力を加味して危険性を判断すると、判断を誤ると思います。

別紙7 堤防高比較表 (単位:m、堤防高はY.P.)

距離標	2001(平成13)年度測量結果					2011(平成23)年度測量結果				
	現況堤防高		HWL	現況余裕高		現況堤防高		HWL	現況余裕高	
	右岸	左岸		右岸	左岸	右岸	左岸		右岸	左岸
20.00	22.440	20.860	20.470	1.970	①0.390	22.210	20.710	20.470	1.740	③0.240
20.25	21.650	21.000	20.555	1.095	④0.445	21.410	20.840	20.555	0.855	④0.285
20.50	21.660	21.070	20.640	1.020	②0.430	21.420	20.850	20.640	0.780	①0.210
20.75	22.300	21.320	20.735	1.565	⑤0.585	22.010	21.120	20.735	1.275	⑤0.385
21.00	22.550	21.270	20.830	1.720	③0.440	22.340	21.040	20.830	1.510	①0.210

別紙8

流下能力比較表

(単位: m³/s)

距離標	2001(平成13)年度(乙.80)				2011(平成23)年度(甲41事業再評価)					
	現況堤防高		HWL	現況余裕高		現況堤防高		HWL	現況余裕高	
	右岸	左岸		右岸	左岸	右岸	左岸		右岸	左岸
20.00	5,470	4,278	4,007	1,463	① 271	5,782	4,490	4,324	1,458	① 166
20.25	4,840	4,360	4,045	795	③ 315	4,966	4,457	4,273	693	③ 184
20.50	4,766	4,331	4,028	738	② 303	4,938	4,458	4,285	653	② 173
20.75	5,184	4,436	4,021	1,163	⑤ 415	5,427	4,694	4,308	1,119	⑤ 386
21.00	5,381	4,393	4,073	1,308	④ 320	5,659	4,598	4,348	1,311	④ 250

鬼怒川左岸流下能力比較			単位: m ³ /s,%	
距離(km)	2001年度 流下能力	2008年度 流下能力	増加量	増加率
20	4278	4490	212	105.0
20.25	4360	4457	97	102.2
20.5	4331	4458	127	102.9
20.75	4436	4694	258	105.8
21	4393	4598	205	104.7
平均			179.8	

私が「H-Q 式を見直ただけで変わってしまう」と書いたことについては、定期測量のたびに H-Q 式を見直すのは当然であり、管理者が不審なことをやっているわけではないという意見もあると思いますが、私は不審に思います。

下図は、鬼怒川下流部の HWL 流下能力の推移(2001年度-2011年度)です。19k~26kで見ると、HWL 流下能力は、2001~2008では増えていますが、2008~2011では減っています。

最初の7年間では河道内の土砂が流失し、河積が増大したが、その後の3年間では、土砂が堆積して河積が減少したと解釈できます。

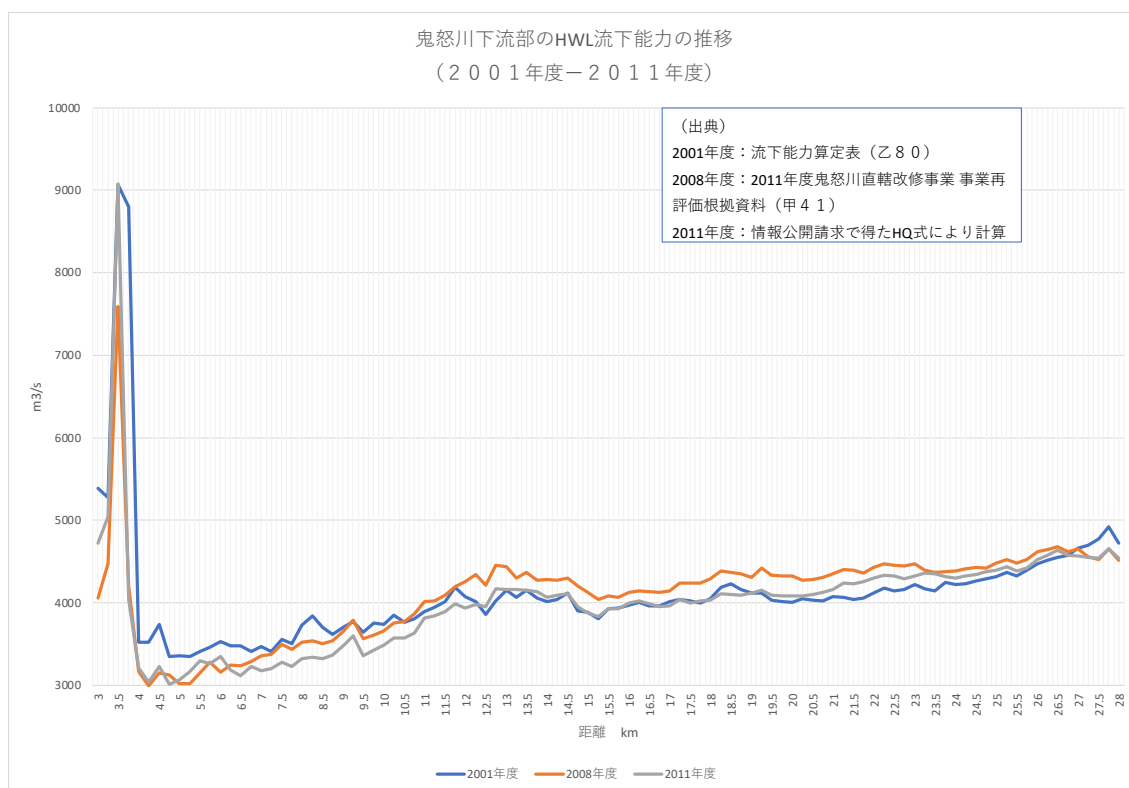
10年間でこんな目まぐるしい動きをするものでしょうか。

2011年度鬼怒川河川維持管理計画 p12には、

<https://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/gaiyo10/h23ijikanri%20kinu.pdf>

1964~2001で「ほぼ全川で2~3mの河床低下」と書かれており、河床低下は悩みの種だったはずですが、下図で2008~2011の変化を見ると、28kより下流のほとんどの区間でHWL流下能力が低下しており、ということは、土砂が堆積して河床が上昇

したと考えられますが、当該期間で河床低下の時代から河床上昇の時代へ転換する理由が分かりません。



流下能力はプロが測量しているのですから、データを疑っても仕方ないのかもしれませんが、眉唾で聞いた方がいいという思いもあります。

実際に河積がそのように変化しているとしても、堤防沈下と河積の増減は同時に起きているのですから、それらを両にらみで適切に危険度を判定することができるのでしょうか。

特に、堤防沈下は起きたが河積は増大した場合は、安全性が向上したのでしょうか、低下したのでしょうか。安全性を適切に評価する方程式があるのでしょうか。

私は、流下能力に振り回されるべきではないと思います。

吉川勝秀らは、「河川堤防システムの安全管理に関する実証的研究」(甲49)において、「(計画・設計上の洪水規模が) 現況の河川堤防の流下能力を上回るか否かにかかわらず」(p311)と書いているのですから、流下能力の問題は二の次とする趣旨のはずです。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/procm1993/14/0/14_0_311/_pdf/-char/en

吉川らは、「上下流に比べて部分的であっても相対的に堤防の高さの低いところで越水し、堤防決壊に至っている事例が多い。」(p315~316)と言っているのですから、

堤防決壊を防ぐための手っ取り早い方法は、堤防の低いところをなくすことであるはず
です。

明快です。

吉川らは、続いて、「この洪水処理能力とかかわる堤防のいわば量的な問題は、河道の
洪水流下能力と水位との関係、そしてそれに備える堤防の高さからとらえ、安全性を把
握する必要がある。」(p3 1 6) と言い、「流下能力」という言葉を使ってはいますが、
「流下能力と水位との関係」が問題であると言い、結局は、洪水の水位と堤防の高さに
着目して安全性を把握しろと言っていると思います。

吉川らは、「(計画・設計上の洪水規模が) 現況の河川堤防の流下能力を上回るか否かに
かかわらず」(p3 1 1) と書いていることから分かるように、流下能力の大小から安
全性を把握するという発想は持っていないと思います。

吉川らは、堤防高が相対的に低い箇所があるかだけでなく、実績洪水や想定される流量
がもたらす洪水の水位で越水しないか、という観点からも堤防の高さをチェックして安
全性を把握しろという意味で「流下能力と水位との関係」を考慮しろと言っているのだ
と思います。

その意味で、吉川らの論文を援用している一番原告側が吉川らの提言を正当に理解して
いるのかは疑問です。

●堤防高を重視した整備は吉川らの独自の発想ではなく被告の方針でもあった
防高を重視した整備は吉川らの独自の発想ではありません。

下図のとおり、2002年度の「鬼怒川改修事業」(甲6) p13では、下流部の流下能
力不足という課題への対応策は、

□堤防高が不足している区間から築堤を実施

□ただし、流下能力については、本川・支川のバランスを図りながら実施

というものでした。

つまり、2002年度には、堤防の高さ不足の解消を優先して行い、流下能力の向上に
ついては、バランスを見ながらぼちぼち実施する方針だったので。

第2文に「ただし、流下能力については」と書いてあるのですから、第1文は、単純に
堤防高を基準にするという意味です。

甲6 p13のグラフの縦軸も堤防と水位の標高であり、流量ではありませんでした。

だから、上記の対応策のとおり整備を進めていけば、鬼怒川大水害は避けられたのだ
です。

鬼怒川改修事業



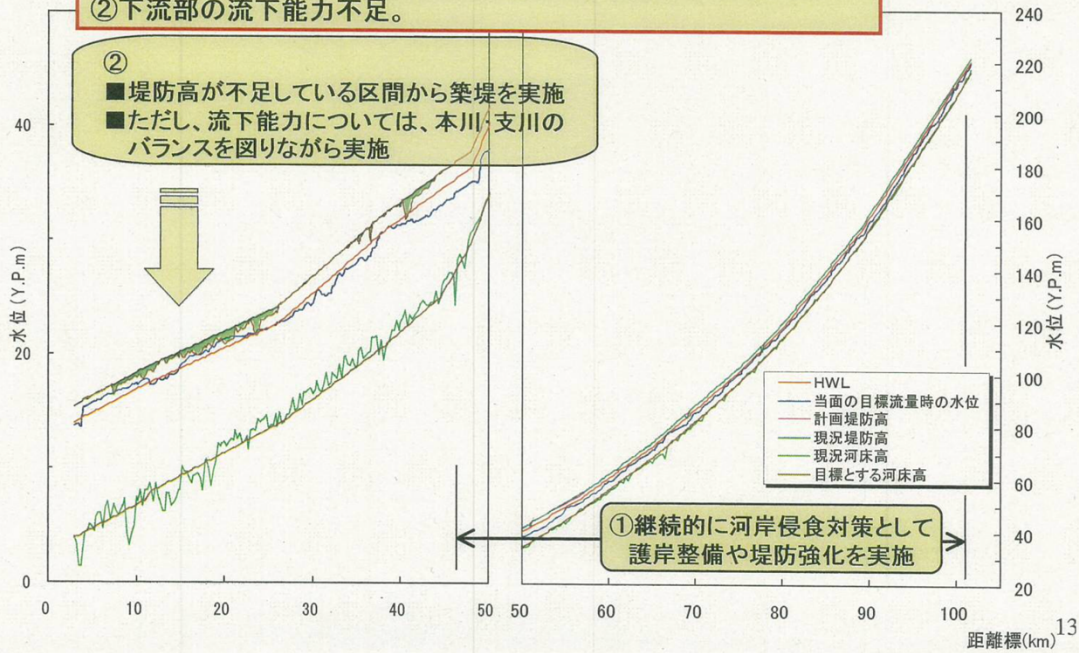
平成13年9月台風15号出水状況

平成14年12月19日
 国土交通省 関東地方整備局

6. 今後の整備の考え方

河川改修上の課題

- ① 河岸侵食による堤防への影響や橋梁などの構造物への影響。
- ② 下流部の流下能力不足。



●被告は自らの方針を否定した

被告は、優先的に高さ不足を解消するという、自ら決めた方針を守らなかった落ち度を糊塗するためか、「(甲6p13における)「堤防高が不足している区間から整備(原文ママ。「築堤」の誤り)を実施」との記載における「堤防高」についても、堤防の物理的高さを指すものではなく、堤防の質を含めた機能評価を指すものである。」(被告準備書面(5)p24)

<https://www.call4.jp/file/pdf/202010/dbab596c6056ddef9a07d654b55cad3.pdf>

と主張しましたが、間違いです。

甲6p13のグラフの縦軸は高さであり、スライドダウン流下能力を表すものでないのはもちろん、スライドダウン堤防高を表すものでもないからです。

グラフには、高さが不足する箇所を緑色で表示しているのですから、言い逃れはできないはずです。

それでも言い逃れを図ったのは、甲6p13に「堤防高が不足している区間から築堤を実施」と書いたことは、被告にとって不都合な真実だったということでしょう。

2002年度「鬼怒川改修事業」(甲6)は、事業評価監視委員会の資料です。

p13に

堤防高が不足している区間から築堤を実施

と書かれていれば、額面どおりに受け取るはずです。

「「堤防高」についても、堤防の物理的高さを指すものではなく、堤防の質を含めた機能評価を指すものである。」とは同委員会の委員は、夢にも思わないはずです。

「堤防の質」の意味は、浸透に対する弱さを意味するのですが、そのことは、甲6に書かれていないのですから、当時の委員が浸透に対する弱さを意味すると受け取るはずがなく、もし、関東地方整備局長が「堤防の質を含めた機能評価を指すもの」として「堤防高」と書いたとすれば、委員をだましたことになるはずです。

●原告側は訴状での主張を封印した

原告側は、訴状p27では、

<https://www.call4.jp/file/pdf/201909/64a1909e311448cde7ae4f49f7e3de1a.pdf>

被告は甲6p13で「堤防高が不足している区間から築堤を実施」する方針としていたのだから、堤防高の不足が特に大きい上三坂地区は優先して築堤が行われなければならない区間だった、と真っ当に主張していたのですが、「堤防高」とは堤防の物理的高さを指すものではないという被告の上記主張(被告準備書面(5)p24)に納得したのか、この主張に反論せず、かえって、一審原告控訴理由書を見ると、一審被告は200

1年に「平成13年計画」(p37)なるものを作成し、流下能力から算出された治水安全度に基づいて堤防整備の順序を決めた、というストーリーを描いているように読めます(p37)。

つまり、訴状p27に書いた、2002年度には、堤防高の低いところから築堤するという方針だったのではないか、という主張を封印してしまったように見えます。

ちなみに、一審原告側は、「2001年以降の堤防整備について、2001年に計画が作成され」(一審原告控訴理由書 p37)と言いますが、この計画の根拠資料の乙80は、タイトルが「鬼怒川流下能力算定表(平成13年度測量)」であり、2001年度測量のデータを根拠としています。

確認はできていませんが、2001年度測量の結果報告書は測量業者から2002年3月に提出されていると思われ、もしそうだとすると、被告が2002年に取得したデータに基づいて、2001年以降の堤防整備計画を作成することはできないはずです。

●「平成13年計画」の根拠が不明だ

一審原告側は、「上記各計画における流下能力の算出のための資料として、平成13年の計画では、乙80(鬼怒川流下能力算定表(平成13年度測量))があり」(控訴理由書 p37)と言います。

つまり、「平成13年計画(乙80)」(同頁)の根拠は乙80だと言うのですが、証拠説明書(下図)のとおり、乙80の作成時期は、2021年11月です。

2021年に作成した資料で「平成13年計画」を作成したという話は、成り立たないのであり、同計画の根拠は不明です。

号証	標目 (作成者)	作成 年月日	立証趣旨
乙80	鬼怒川流下能力算定表 [平成13年度測量] (関東地方整備局下館 河川事務所)	令和 3.11	整備概要図2の上段(平成13年以降の整備)に示した治水安全度の算出の基礎となった流下能力の根拠資料の存在及びその内容(乙79の「HWL流下能力」欄の数値を訂正したもの)

<https://www.call4.jp/file/pdf/202204/803d73bb091389e8ea3e264c01aa0ea4.pdf>

●被告は文書をねつ造した

上図の立証趣旨に書かれているとおり、乙80は、「乙79の「HWL流下能力」欄の数

値を訂正したもの」というのが被告の言い分です。

乙79は、証拠説明書（下図）のとおり、タイトルも立証趣旨も乙80と同じですが、作成時期が違います。

作成時期は11月以降の2004年度となっています。

被告は、乙80は乙79の数値を訂正しただけです、と言いながら、実際には、こっそりと作成時期も変えているのです。

数値を訂正しただけなら、作成時期は2004年度のはずです。

号証	標目 (作成者)	作成 年月日	立証趣旨
乙79	鬼怒川流下能力算定表 写し 〔平成13年度測量〕 (関東地方整備局下館 河川事務所)	平成16.11 から平成1 7.3までの 間に作成	整備概要図2の上段(平成13年以降 の整備)に示した治水安全度の算出の 基礎となった流下能力の根拠資料の存 在及びその内容

なぜ乙79作成時期を変えたのかというと、乙79は、ねつ造文書なので、なかったことにする必要があったからだと思います。

乙79がなぜねつ造なのかというと、2004年度に作成されたはずなのに、2008年度時点のHWL流下能力が記載されているからです。

悪いことはできないもので、被告は完全犯罪を目論んだのでしょうが、2004年度に作成したはずの文書に4年以上先の未来に判明するデータ(HWL流下能力)を載せてしまったために、ねつ造がバレたのです。(こういうミスをすること自体が被告側に河川に精通した人がいないことを示していると思います。)

例えば、2004年度に作成されたはずの乙79で21kのHWL流下能力を見ると、4348m³/秒です。20.75kでは4308m³/秒です。

2008年度定期測量成果から計算した21kのHWL流下能力を2011年度事業再評価根拠資料で見ると、4348m³/秒です。20.75kでは4308m³/秒です。

詳細については、下記の過去記事に書いたので、繰り返さないことにします。

2004年度作成の文書に2008年度測量に基づくデータが掲載されていた(鬼怒川大水害)
<http://kanumanodamu.lolipop.jp/OtherDams/HWLryuukaNouryoku.html>

虚偽公文書作成罪の構成要件事実が発生したのですから、私は、刑事事件に発展すると思いましたが、そうはなりませんでした。

せめて、被告は、裁判所をだまそうとしたことの制裁は受けるだろうと見ていましたが、制裁を受けるどころか、検察や裁判所からのお咎めはなく、破堤氾濫については勝訴しています。

理不尽な話です。

●一審原告側の考え方がよく分からない

上記のとおり、吉川勝秀らは、堤防の安全性を把握するために、流下能力という言葉を持ち出していますが、洪水の流量がもたらす水位と堤防高の関係を基準としていると思います。つまり、高さにこだわっていると思うのですが、一審原告側は、流下能力そのものの比較をして安全性を評価すべきであると言っています。

「堤防整備の優先度において重要なのは、現況堤防高の流下能力の大小である」（控訴理由書 p 3 9）と言っています。

そして、比較の対象となる流下能力は、現況堤防高流下能力と計画高水位流下能力との差としての流下能力だということのようです。

p 3 9 にその「説明」が書かれているのですが、読んでもよく分かりません。

一審原告側の考えによれば、現況堤防高による天端満杯流下能力がいくら大きくても、H W L 流下能力との差が小さければ、流下能力が大きいとは認めないということになります。

極端な話ですが、例えば、鬼怒川の左岸 2 1 k での、ある時点での天端満杯流下能力が 6 1 0 0 m³/秒であったとして、そして、H W L 流下能力が 6 0 0 0 m³/秒であったとすれば、普通に考えれば、堤防高と流下能力を両にらみで総合評価したらどうなるかという話は別にして、流下能力の大小だけを評価するなら、流下能力は十分に大きいという判定をすべきだと思います。

一審原告側の考えによれば、天端満杯流下能力と H W L 流下能力の差は 1 0 0 m³/秒にすぎないから流下能力は極めて小さい、と判定することになるはずです。

しかし、鬼怒川の左岸 2 1 k での天端満杯流下能力が 6 1 0 0 m³/秒であったとすれば、計画高水流量よりも 1 1 0 0 m³/秒も大きいのですから、流下能力が小さい箇所とは言えないと思います。

●流下能力の話をしているのか、堤防高の話をしているのか

控訴理由書 p39には、「現況堤防高と計画高水位を比較して、現況堤防高が計画高水位を下回っておれば、当該箇所の堤防は、現況堤防高流下能力が計画高水位流下能力もなく（現況堤防高流下能力がマイナスである）、計画高水位という越水防止のための最低基準も満たしていないものであって、著しく、安全な状態にないということである。」と書かれています。

難解です。

p39のイは、その見出しから、流下能力の比較の仕方を論じているはずですが、流下能力と堤防高の二つの要素を総合評価して「著しく、安全な状態にない」という評価をしていると思います。

流下能力の比較の仕方を論じている際に、堤防高の話を持ち出されては、理解できません。

●現況堤防高流下能力が計画高水位流下能力よりも小さいと「著しく、安全な状態にない」と言えるのか

上記のとおり、現況堤防高流下能力が計画高水位流下能力よりも小さいと「著しく、安全な状態にない」と一審原告側は書くのですが、普遍性のある話でしょうか。

鬼怒川中流区間では河道断面積が大きかったので、1973年頃に計画高水位を0.8m下げたようであり（被告準備書面（1）p33）、そうだとすると、計画高水位が引き下げられる前の当該区間では、例えば、現況堤防高が計画高水位よりも10cm低いために、現況堤防高流下能力が計画高水位流下能力よりも小さい箇所があったとしても、堤防高は改定後の計画高水位よりも70cm高いのですから、現況堤防高流下能力が著しく小さいとは言えず、「著しく、安全な状態にない」とは言えないと思います。

つまり、計画高水位が高めに設定されていたり、砂利採取により河床が低下し、河積が増大したりしていて、HWL流下能力がかなり大きい場合には、現況堤防高流下能力が計画高水位流下能力よりも多少は小さいとしても、「著しく、安全な状態にない」と言えないと思います。

●河川整備の仕方に関する一審原告側の理解は正しいか

p39には、「河川改修は、河道の計画高水位以下の流下能力が整備目標流量を上回った上、堤防高が計画高水位に計画余裕高を加えた高さを有するように行われる。」と書かれています。

一審原告側は、いわば「現況余裕高流下能力基準説」の明確な理由を説明しないのですが、あえて探せば、上記の部分が理由なのだと思います。

堤防整備が「堤防高が計画高水位に計画余裕高を加えた高さを有するように行われる。」のは事実だと思いますが、「河川改修は、河道の計画高水位以下の流下能力が整備目標

流量を上回った上」で行われるというのは事実でしょうか。

「河川改修は、河道の計画高水位以下の流下能力が整備目標流量を上回」らない場合は、行われることはない、ということになると思いますが、そうでしょうか。

現況河道の計画高水位以下の流下能力がどうであれ、堤防整備は「堤防高が計画高水位に計画余裕高を加えた高さを有するように行われる。」のではないのでしょうか。

現況河道の計画高水位以下の流下能力が計画高水流量を満たさない場合には、満たすようになるまで河道掘削を行うというのが改修のやり方ではないのでしょうか。

そうだとすると、理由の前提が成り立つのか疑問です。

●H W L 流下能力は河道の状況で変化する

控訴理由書 p 3 9 ~ 4 0 に「嵩上げをして堤防高を高くしても、計画高水位が高くならなければ、現況堤防の計画高水位以下の流下能力は変化せず、大きくなることはないのである。」と書かれていますが、疑問です。

つまり、一審原告側は、堤防高を高くしても、計画高水位を高くしない限り、現況堤防の計画高水位以下の流下能力は変化することはないのだ、と言うのですが、現況堤防の計画高水位以下の流下能力は、河床が上下することによっても変化します。

そうだとすると、一審原告側が唱える、いわば「現況余裕高流下能力基準説」の前提が成り立たないように思います。

上記は、架空の数字ですが、実際の数値で検証します。

下表は、前出の控訴理由書の別紙 8 です。

2001年度時点と2008年度時点の流下能力を比較した表です。正確に言えば、2011年度事業再評価根拠資料(甲41)の流下能力は2011年度途中までに改修された場合には河道の状況を反映させることとしています(同資料 p2)が、20k~21kでは、2008~2011年度の期間に改修されていないので、2008年度定期測量による河道状況で流下能力が計算されています。

左岸の流下能力の危険性の順位を青と緑の数字で示しました。

整備の優先順位の基準となる流下能力とは現況余裕高流下能力であるとする一審原告側の考えからは、左岸について見ると、次の二つのことが言えます。

(1) 2時点で現況余裕高流下能力を比較すると、5地点のいずれにおいても流下能

力は低下した。したがって、危険性は高まった。

- (2) 2008年度時点で見ると、5地点でも最も危険な地点は現況余裕高流下能力が166m³/秒のL20.00kである。

別紙8 流下能力比較表 (単位: m³/s)

距離標 km	2001(平成13)年度(乙80)					2011(平成23)年度(甲41事業再評価)				
	現況堤防高		HWL	現況余裕高		現況堤防高		HWL	現況余裕高	
	右岸	左岸		右岸	左岸	右岸	左岸		右岸	左岸
20.00	5,470	①4,278	4,007	1,463	① 271	5,782	③4,490	4,324	1,458	① 166
20.25	4,840	③4,360	4,045	795	③ 315	4,966	①4,457	4,273	693	③ 184
20.50	4,766	②4,331	4,028	738	② 303	4,938	②4,458	4,285	653	② 173
20.75	5,184	⑤4,436	4,021	1,163	⑤ 415	5,427	⑤4,694	4,308	1,119	⑤ 386
21.00	5,381	④4,393	4,073	1,308	④ 320	5,659	④4,598	4,348	1,311	④ 250

(1) については、5点のいずれでも天端満杯流下能力(現況堤防高流下能力)は増加しているのですから、堤防高や浸透への弱さを加味した総合的な評価は別として、流下能力だけで危険性を判定する場合には、危険性が減少したと見るのが普通ではないでしょうか。(私は、流下能力で安全性を判定すべきであるという立場ではありません。流下能力でも安全性を判定すべきであるという一審原告側の立場で考えるなら、ということです。)

(2) については、2008年度の流下能力を天端満杯流下能力(現況堤防高流下能力)の絶対値で見ると、最小の地点は、当該流下能力が4457m³/秒のL20.25kであり、流下能力の大小を現況余裕高で判断する場合はL20.00kが最小となり、危険度の第1位と第3位が逆転します。

一審原告側の考えでは、2008年度時点で天端満杯流下能力(現況堤防高流下能力)が最小のL20.25kの危険度を第3位と評価することになりますが、妥当なのかは疑問です。

いずれにせよ、20k~21kでは、堤防高で危険性を判断すれば、盛り土という下駄を履かせたL21.00kが最も低く、最も危険な箇所であることは明らかなのに、流下能力を加味して判定すると、天端満杯流下能力(現況堤防高流下能力)によっても、現況余裕高によっても、危険度は5地点のうちの第4位となってしまう、つまり危険度が薄まってしまいますので、「堤防整備の優先度において重要なのは、現況堤防高の流下能力の大小である」(控訴理由書 p39)という一審原告側が唱える基準が妥当なのか

疑問です。

もっとも、1 km の区間における 5 地点の中で危険度の順番を決めても大した実益がないではないか、という意見もあるかと思いますが、1 km の区間に適用して妥当な結論が得られない基準を 20 km の区間に広げて適用したら妥当な結論が得られるとは思えません。

●誤記

以下には、明らかな誤記及び誤記と思われる箇所を記します。

p 3

「安全性に」→「安全管理に」

p 6

水戸地裁が最高裁判決を引用した部分ですが、「判示されていない部分」を山括弧で勝手に加入することは、もはや引用とは言えないと思います。

判示しなかったことに特別な意味が込められているかもしれません。

一審原告側は、原判決は、意味なく省略しただけだと解釈していることになると思いますが、そう解釈するのが正しいと言えるのか、私には分かりません。

p 10

「年超確率年」→「年超過確率」

p 14

「堤防決壊する」→「堤防が崩壊する」

「助長して」→「助長した」

「否定できないとされていることからすれば」→「否定できないとされていることなどからすれば」

「浸透等を原因とする」→「浸透等による漏水を原因とする」

「言うべきである」→「いうべきである」

「河川管理施設構造令において」→「河川管理施設等構造令（案）において」

なぜ「河川管理施設等」なのかというと、河川管理施設等構造令の対象物は、河川管理施設だけでなく、許可工作物も含まれるからです。

原告ら準備書面（８）p10にも「河川管理施設構造令」と書かれています。

<https://www.call4.jp/file/pdf/202109/94c5dec2c015ae8e29665be22ed454fb.pdf>

「勾配とするとされている」→「勾配とすることとされている」

「重要であると同時に」→「重要であるのと同時に」

p15

「対ずる」→「対する」

p16

「安全性に」→「安全管理に」

p17

「安全性に」→「安全管理に」

「安全性に」→「安全管理に」

「安全性に」→「安全管理に」

p18

③堤防裏法尻に池や低い地形があり、堤防形状的に問題がある箇所での漏水

④堤体土の土質条件（透水性が高い材料を使用）や締め固め不足の堤体土の悪条件が複合した漏水

堤防一般部での漏水による堤防決壊では、降雨や河川水により堤体が浸潤化して、堤体土のすべりに対する安定性が減じ、法がすべって崩壊すると考えられる。堤防基盤からの漏水によるいわゆるパイピングのみで堤防決壊につながるかは不明であり、今後の調査が必要であろう。」

↓

③ 堤防裏のり尻に池や地形上低い場所があり、堤防形状的に問題がある場所での漏水

④ 堤体の土質条件（透水性が高い材料を使用）や締め固め不足による漏水が複合的な原因となったことが考えられる。

堤防一般部での漏水による堤防決壊では、堤体が降雨や河川水により浸潤化して堤体土のすべりに対する安定性が減じ、のりがすべることで崩壊すると考えられる。堤防基盤からの漏水によるいわゆるパイピングのみで堤防決壊につながるかどうかは不明であり、今後の調査が必要であろう。パイピングと

p 1 8で「(原文ママ)」を用いているということは、判決書からの引用は原文どおりとすることを宣言したに等しいので、原文で引用すべき。

p 2 7

「左岸25.25k上100m」→「左岸25.25k上120m」

「無堤の堤防のないところ」→「無堤のところ」

p 3 1

「河川水位が現況堤防高を超えると必ず越水が生じて」→「河川水位が現況堤防高を超えると」（どうしても「越水」を使いたいのであれば、「河川水位が現況堤防高を超えると必ず越水が生じて」→「越水すると」）

「越水」の定義は「河川の水が堤防を越えてあふれ出すこと。」（デジタル大辞泉）なので、河川水位が現況堤防高を超えることを「越水」と呼ぶことにしたということ。

「馬から落ちると必ず落馬する」と言う人はいないはず。

p 3 3

「約21.47km地点で」→「約21.47（原文ママ）km地点で」

正しくは、「約21.04km地点で」又は「約21.05km地点で」。

p 1 8で「(原文ママ)」を用いているのだから、p 3 3でも用いるべき。

裁判所が誤記をした原因は誤記のある電磁記録を裁判所に提出した原告側にあると思われるし、堤防高が計画高水位を下回る箇所は重要問題なので、面倒を見るべき（誤記であることを明記すべき）。

p 3 5

「2012年度以降に堤防整備が行われた区間を含んでいる13.00k~20.00kの部分が記載されている」→「2012年度以降に堤防整備が行われた13.00k~20.00kの区間を含んだ部分が記載されている」

p 3 9

「現況堤防高流下能力と計画高水位流下能力との比較によって」→「現況堤防高流下能力と計画高水位流下能力との差の比較によって」

「現況堤防流高が」→「現況堤防高が」

p 4 0

「鬼怒川改事業」→「鬼怒川改修事業」

「4及び7頁」→「4頁及び7頁」

p 4 1

丸数字の説明がない。

「4322」→「4342」

「4040」→「4021」

そもそも、左岸20.75kは、「両者の差」が415m³/sであり、400m³/sを下回っていないので、この地点を挙げること自体が誤り。

p 4 2

「左岸20.50kであり、左岸20.00k~21.00kは、それに続いて」→「左岸20.00kであり、左岸20.00k~21.00kは」

p 4 4

「6250」→「4893」

p 4 5

「それに続いて流下能力の」→「流下能力の」

「小さい箇所1kmに」→「小さい箇所が1kmに」

p 4 6

「距離標」 → 「距離」

左岸 2 0 9 8 3.7 0 6 m に距離標はない。

p 5 3

「橋梁が架橋される」 → 「橋梁が架される」

「橋梁が架橋される」 → 「橋梁が架される」

「1 6.2 5 付近」 → 「1 6.2 5 k 付近」

p 5 6

「(ある)」 → 「(る)」

p 5 7

「上三坂の上流で」 → 「上三坂の対岸の上流で」

p 6 4

「2 6 4 2 万 m³ ÷ 2 6 4 2 万 m³」 → 「2 6 4 2 万 m³ ÷ 3 9 1 9 万 m³」

以上